

広報広聴課長 様

今治圏域感染症対策連携協議会事務局
(今治保健所健康増進課長)

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	今治圏域感染症対策連携協議会		
事務局（担当課）	今治保健所健康増進課 (担当) 佐伯 裕子 (内線) 364		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 (名称) 今治圏域感染症対策連携協議会設置要綱		
設 置 年 月 日	令和 5 年 12 月 1 日		
審議会・検討会等の内容	(1) 今治圏域の感染症の発生予防及びまん延防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備等に関する事 (2) 予防計画の推進に関する事		
公開・非公開決定日 (決定した会議開催日等)	令和 7 年 1 月 29 日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	☒ 公 開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 (名称)		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
(1) のうち、感染症指定医療機関の指定に係る内容について	管内医療機関の確定前の情報を公開することで不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。	(1)-5	
摘 要	新たな決定		
		報 告 日	令和 7 年 2 月 3 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。(会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。)

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。